

捜査手法、取調べの高度化を図るための研究会
第18回会議（平成23年9月6日開催）議事要旨

第1 議題

司法取引、刑事免責その他の取調べの機能を補強するための方策に関する検討等

第2 概要

1 司法取引、刑事免責等について

(1) 事務局説明

事務局から、諸外国における、自認（有罪答弁）を得る手法、共犯者等に関する供述を得る手法、主な証人保護制度の概要及び検討を要する項目について説明した。

被疑者の自白、共犯者等に関する供述が得られなくなることへの対応として、量刑ガイドライン制度（1）、司法取引、王冠証人制度（2）、刑事免責等、諸外国で導入されている制度を参考に検討する。

証人を保護するための制度について、証人の氏名等の秘匿、証人保護に関する情報開示行為の犯罪化、特に性犯罪被害者を証人とする場合の二次被害の防止等、諸外国で導入されている制度を参考に検討する。

(1) 量刑ガイドライン制度～裁判所による量刑判断において、被疑者が自白等をした時期や内容に応じて刑を減免できることとする制度。イギリス、アメリカ等で導入されている。

(2) 王冠証人制度～被疑者が一定の犯罪の解明に貢献した場合、裁判官による量刑判断において、その時期や捜査への貢献度合いに応じた刑の減免ができる制度。ドイツで導入されている。

(2) 検討（が委員からの御意見）

被疑者取調べにおいて、量刑ガイドラインがあれば、被疑者自身も「自供すれば刑がこの程度減免される」ことが分かり、全面可視化しても供述を得ることにつながる。しかし、司法取引は我が国の国民の意識になじむかという問題もある。また、捜査員が自白をとる努力をしなくなり、捜査員の資質が劣化するおそれもある。

量刑ガイドラインはどのような要素を盛り込むかが難しい。量刑が硬直化す

るおそれもある。しかし検討する価値は十分ある。

共犯者の供述を確保する方策として、特に組織犯罪などでは、刑事免責は有効ではないか。国際化する犯罪に対応するため、海外で刑事免責で得られた証拠を使えるようにする必要もある。

刑事免責は、かなり強い証人保護制度と一緒にないと有効ではないのではないか。

自己負罪型の司法取引は、全過程の録音・録画の下で、立ち会いを含めた弁護人の援助があり、一定程度の証拠開示がなされるのであれば、考慮の余地はあるのではないか。捜査協力型の司法取引は、他人を犯罪に引き込む供述を生む危険性がある。

アラインメント（ 3 ）も考慮の余地がある。

捜査協力型の司法取引は、確かに引き込みの危険性はあるが、仮に導入するとすれば、供述の裏付けをとることを制度化するなど、引き込みを防止するための仕組みを上手く作れるかどうかが重要となる。

自己負罪型の司法取引について、真実が解明されさえすれば、死刑になるべき者が死刑を回避されてもいいのかという問題がある。司法取引は実現のリアリティーは低い。

司法取引は、本当は罪を犯していないが、争うよりも軽い罪で認めた方がいいという、任意のえん罪事件を増やすおそれがある。

証人保護の関係では、被害者保護の観点から非公開の裁判についても検討すべき。

量刑減免の枠組みについては、立法技術的な問題と国民感情を考慮する必要がある。取調べの録音・録画をすると供述が得られなくなるという側面があるが、量刑減免の枠組み等の導入により、どこまでカバーできるのか、できないのか。カバーできなくても録音・録画をした方がいいと国民が思うのか。最後は国民感情である。

- (3) アラインメント～公判の罪状認否段階で被告人が有罪又は不抗争の答弁をした場合に、犯罪事実についての審議を行わずに量刑手続に移る制度。アメリカ等で導入されている。

2 虚偽供述の防止、黙秘に対する推定について

(1) 事務局説明

事務局から、諸外国における「被疑者・被告人の虚偽供述の防止」の概要、イギリスにおける「黙秘の不利益推定」の概要及び検討を要する項目について説明した。

アメリカ、イギリスの制度を参考に、被疑者・被告人の虚偽供述の処罰化について検討する。

イギリスの制度を参考に、被疑者が、捜査段階の取調べにおいて供述していなかった事実を、公判において、突然、弁解として主張し始めた場合等において、適当と認める推論をすることができる制度について検討する。

(2) 検討 (が委員からの御意見)

日本における黙秘権の行使割合は低いと認識しており、現状では、黙秘に関する不利益推定を議論する必要はないのではないかと。また、黙秘は憲法上保障されており、黙秘していること自体で不利益には扱ってはならない。

仮に全面可視化が導入されれば、被疑者を熱心に説得することができなくなり、黙秘が増えることは間違いない。そのための新しい制度を考えなくてはならない。

可視化により、取調べ官が準備して取り調べに臨むことができ、そのスキルが上がると思われるので、単純に黙秘が増えるということはない。また、全過程を録音・録画した場合、虚偽の弁解で処罰を免れようとする者が増える恐れがあるというのは実証性がない。

国民感情の問題として、不合理な弁解や黙秘をすれば不利益を受けるのは当たり前ではないか。当たり前のことを法文上も明らかにして欲しい。

不合理な否認・黙秘について、実務上、有罪心証の取り方としては既に行われている。否認のまま有罪にするのか、このような制度による自白を得て有罪とするのかの差である。

刑事でも民事でも偽証罪を適用すべきだし、被害者側の視点から言っても、取り入れていいのではないかと。

現在、検察側の証人は偽証しても訴追されないと感じる。公平に偽証を問うシステムを考えるべき。

被告人は次から次へと虚偽供述を繰り返す。証拠として扱うのであれば、

宣誓の上、偽証罪の制裁の下、証言する制度とすべき。可視化のような大きな改革をするのであれば、黙秘権についても大きな改革があってもいいのではないか。

3 刑法その他の実体法の見直し等について

(1) 事務局説明

事務局から、諸外国における主観的要件の立証に係る規定の例について説明した。検討すべき項目の概要については以下のとおり。

アメリカ、イギリスの制度を参考に、例えば殺人事件において、故意による一定の重大犯罪の結果人を死に至らしめた者は、殺人の故意があったものと推定するなど、被疑者の供述によらない立証を容易にする実体法の見直しについて検討する。

イギリス等で行われている無令状の逮捕・捜索・差押え、参考人の出頭・証言強制、韓国等で行われている全国民の指紋登録制度やCCTVカメラの積極的導入、その他、事業者等が当該事業に関して構築しているデータベースの適切な期間の保存、弁護人による被疑者接見の可視化等について検討する。

(2) 検討（ が委員からの御意見、 が関連意見）

日本の刑法は抽象的かつ主観的過ぎるため、実体法の改正が必要。また、取調べが困難になれば、立証責任の転換についても避けては通れない。

参考人の出頭強制については、ぜひ実現して欲しい。今までは威信による捜査をしていたが、今後は権限による捜査が行えるようにすべき。その他、全国民の指紋等の採取は、国民が治安状況にどの程度危機感を持っているかにかかわっており、時期尚早。データベースの保存については、事業者側の負担の保障を含めた制度化が必要。

実体法の見直しは必要ない。殺人は、自白調書があろうがなかろうが、裁判所は認定している。

CCTVカメラは、民間のカメラが多数設置されており、おおむね目的は達成できているのではないか。

参考人の出頭・証言強制を支持する主張があったが、検察・特捜部の信頼

回復の方が先である。被疑者接見の可視化は、諸外国でも例がなく、憲法や国際人権規約にも違反する。

無令状による捜索・差押えについて、現状では令状を請求するのに時間がかかりすぎるといった問題があり、ぜひ検討すべき。被疑者接見の可視化について、弁護人が被疑者にどういうことを伝えているのか、国民は知りたいのではないかと。また、弁護人の検証にも役立つのではないかと。

接見についてのこのような言及は検討事項から外されたい。

国民は従来のような精密司法を求めるのか、それともラフな司法を求めているのかを見定めて議論する必要があるし、我々がここで議論していることが実現したときにどちらの制度になるのかを国民に示すべき。

実体法の見直しに賛成する刑法学者はほとんどいないのではないかと。詐欺や殺人では、要件を変えて、可視化による弊害を補えるかは疑問。

第3 次回会議について

今回は10月11日(火)に行う。

以上